

## 高松市病院局建設工事検査要領細則

### 第1 趣旨

病院事業管理者（以下「管理者」という。）が締結した工事の請負契約に係る検査を適正かつ確実に実施するため、高松市病院局建設工事検査要領（平成24年7月1日施行。以下「要領」という。）の運用の細則を定めるものである。

### 第2 中間検査（第4条関係）

- 1 中間検査においては、しゅん工検査（部分しゅん工検査を含む。）時に確認することができない部分の出来形、品質、性能等について、施工途中に検査するものとする。
- 2 中間検査の実施基準は、別に定める。

### 第3 工事の修補（第10条、第10条の2関係）

- 1 要領第10条の2に規定する軽微であるものとして管理者が定める修補は、設計図書との不適合の内容が工事の目的に影響を与えないものについて指示する修補であって、修補の期間がおおむね14日以内であるもの（以下この項において「軽微修補」という。）とする。

- 2 要領第10条第1項および第2項による修補の処理は、次の区分によるものとする。

(1) 1号修補（軽微修補のうち、修補の対象となる工事（以下この項において「対象工事」という。）が次のいずれにも該当すると認められる場合に行う修補をいう。以下この項において同じ。）

ア 効用を満たしていない箇所がごく一部であること。

イ 指示しようとする修補のすべてが次のいずれにも該当すること。

(ア) おおむね7日以内に完了する見込みであること。

(イ) 形状寸法の変更を伴わない程度のものであること。

ウ 受注者に不誠実行為（仕様書に定められた品質の確保を怠る行為、工事の品質不良部分を隠ぺいする行為その他の不正または不誠実な行為をいう。以下同じ。）が認められなかったこと。

〔1号修補（ア・イ該当）の例示〕

- ・ 後片付けの不良等
- ・ 小型構造物の型枠釘の取り忘れ
- ・ プレキャスト側溝等の目地モルタル詰め不足
- ・ 端部処理不良
- ・ ボルト類のゆるみ
- ・ 軽易なピンホール
- ・ 仕上げ表面の汚れ
- ・ 工事写真の横書きの錯誤（軽易なもの）
- ・ 工事名称等の誤記

(2) 2号修補（軽微修補のうち、対象工事が次のいずれにも該当すると認められる場合に行う修補をいう。以下この項において同じ。）

ア (1)アまたはイに該当しないこと。

イ 受注者に不誠実行為が認められなかったこと。

〔2号修補（ア該当）の例示〕

- ・ 修補の方法に検討（設計計算等）を必要としないもの
- ・ ひび割れが見られ、その程度が工事目的物の耐久性等に支障を及ぼすもの
- ・ 構造物の通りまたは端部処理が不的確で、美観、周辺との調和等が悪いもの
- ・ 施工計画書どおり現場施工ができていないもの
- ・ 配筋状況を確認することができないもの
- ・ タイルの施工状態で浮きがあるもの
- ・ 設計書どおり現場施工ができていないもの
- ・ 使用材料の検収ができていないもの
- ・ 施工資格者の確認ができないもの

(3) 3号修補（対象工事が次のいずれかに該当すると認められる場合に行う修補をいう。以下この項において同じ。）

ア 指示しようとする修補が軽微修補以外であること。

イ 受注者に不誠実行為が認められたこと。

〔3号修補（ア該当）の例示〕

- ・ 基準高を取り違え、前後の既済工事と摺りつかないもの
- ・ 重要構造物に構造的なクラックが発生しているもの
- ・ 足場設置が必要で、広範囲にわたり施工不良があるもの
- ・ 構造的な欠陥があるもの
- ・ 粗漏工事であるもの

※ 「構造的なクラック」とは、次の掲げる事由により構造躯体そのものが傾き発生するクラックをいう。

- ・ 不同沈下
- ・ 施工ミス（断面不足・鉄筋量の取り違え等）
- ・ 基礎の締固め不足等の手抜き工事

3 検査員は、3号修補の内容および方法を判断するに当たっては、工事担当課長、高松市病院局の職員に併任された財政局契約監理課および都市整備局建築課職員が処理すべき事務に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第6号）に基づき、病院局市民病院事務局総務課主幹または新病院整備課主幹に併任された財政局契約監理課長および契約監理課技術検査室長に協議するものとする。

#### 第4 1号修補の処理

1号修補は、次により処理する。

- (1) 検査員は、修補事項、修補期限その他必要な事項について、様式第1号による指示書により、監督員ならびに現場代理人および主任技術者または監理技術者（以下「現場代理人等」という。）に修補を指示する。
- (2) 修補の確認は監督員が行い、監督員は、修補の結果について、現場代理人等と連名で、様式第2号による報告書により検査員に報告する。
- (3) 検査員は、(2)の規定による報告について、修補の完了を確認したときは、検査調書を作成し、当該工事を合格とする。
- (4) 修補が(1)の規定により指示した期限までに完了しないときは、検査員は、工事成績評定点を1点減点する。

#### 第5 2号修補の処理

2号修補は、次により処理する。

- (1) 検査員は、修補内容（修補に伴う発注者または第三者への損害等を含む。以下同じ。）、修補期限その他必要な事項について、監督員および現場代理人等に事前協議し、様式第3号による指示書により、監督員および現場代理人等に修補を指示する。
- (2) (1)の指示の時点で、検査員は、工事成績評定点を1点減点する。
- (3) 監督員および現場代理人等は、連名で、修補の結果について、様式第4号による報告書により検査員に報告する。
- (4) 検査員は、(3)の規定による報告を受けたときは、再検査を行うものとする。
- (5) 再検査は、実地において行うことを原則とするが、特別な事由により実地検査ができない場合は、出来形図、工事記録、工事写真等により行うことができる。
- (6) 検査員は、再検査により、修補の完了を確認したときは、検査調書を作成し、当該工事を合格とする。
- (7) 修補が(1)の規定により指示した期限までに完了しないときは、検査員は、工事成績評定点を更に2点減点する。

#### 第6 3号修補の処理

3号修補は、次により処理する。

- (1) 検査員は、修補の原因、修補内容、修補期限その他必要な事項について、監督員および現場代理人等に事前協議し、第3の3による協議を経て、様式第3号による指示書により、監督員および現場代理人等に修補を指示する。
- (2) (1)の指示の時点で、検査員は、当該工事を不合格とし、工事成績評定点を3点減点する。
- (3) 監督員および現場代理人等は、連名で、修補の結果について、様式第4号によ

る報告書により検査員に報告する。

(4) 検査員は、(3)の規定による報告を受けたときは、再検査を行うものとする。

(5) 再検査は、実地において行うことを原則とする。

(6) 検査員は、再検査により、修補の完了を確認したときは、検査調書を作成し、当該工事を合格とする。

(7) 修補が(1)の規定により指示した期限までに完了しないときは、検査員は、工事成績評定点を更に3点減点する。

附 側

この細則は、要領の施行の日から施行する。

附 側

この細則は、平成24年9月19日から施行する。